

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第11号 発行日：平成27年5月14日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

第8陣259名が提訴！ ついに原告数1000名を突破！！

4月30日、第8陣提訴が行われました。

新たに原告に加わったのは、熊本県、鹿児島県、福岡県、宮崎県在住、40代から90代まで、男性125人、女性134人の259名の方々です。第8陣原告の平均年齢は67.2歳で、特措法のいわゆる対象地域内の方が90名、対象地域外の方が169名です。また、特措法に申請して非該当とされた方が99名、申請していない方が160名です。これで、熊本訴訟の原告団は、合計1001名になりました。

水俣病公式確認から59年を経た今なお1000名を超える被害者が裁判で闘わなければならないという現実、あらためて水俣病問題の深刻さを浮き彫りにするものといえます。

提訴後、報告集会が行われ、8陣原告から、小林信正さん(鹿児島県長島町在住、78歳)と女性1名(天草市姫戸町在住、88歳)が被害の訴えを行いました。



提訴行動の様子

第10回口頭弁論期日が開かれました



期日後の報告集会の様子

4月24日、熊本訴訟第10回口頭弁論期日が開かれました。原告側からは、水俣病の病像に関する準備書面(病像論8)の要旨を中松洋樹弁護士が述べました。

この準備書面は、「水俣病は曝露終了後遅くとも1年内に発症する」との被告国・熊本県の主張に対し、「慢性水俣病においては、長期的経過を経て症候が発症・悪化する例が多数確認されていること、新潟水俣病に関する新潟地裁平成27年3月23日判決も曝露終了後40年以上経過後に臨床症候が現れる慢性水俣病があることを認めていることなどから、被告国・熊本県の主張には根拠がなく誤っている」ことを明らかにしています。

上記新潟判決には裁判所も強い関心を抱いており、裁判長から証拠としての提出を促されました。

次回口頭弁論期日は、7月3日(金)14時からです。

5月1日 水俣病犠牲者慰霊式開催

5月1日、水俣病が公式確認されてから59年を迎えました。この日、水俣市の水俣病慰霊の碑前で、水俣病犠牲者慰霊式が営まれました。

患者・遺族、チッソ、望月義夫環境大臣など、約700人が参列し、犠牲者の冥福を祈りました。

黙とう後、献花台に花が手向けられ、亡くなった認定患者で新たに申出のあった11人の名簿が奉納されました。これで奉納者は合計388人になりました。

2月末時点での認定患者数は2277人で、このうち1850人が既に亡くなっています。

水俣病犠牲者慰霊式とは？

水俣市では、毎年5月1日に水俣病犠牲者慰霊式が開催されています。

5月1日に開催されるのは、水俣病が昭和31年5月1日に公式確認されたことによります。

第1回慰霊式は、平成4年5月1日、水俣湾埋立地において行われました。

この慰霊式の目的は、水俣病で亡くなった方々の慰霊、環境破壊に対する反省、環境再生の誓いにあります。

もっとも、慰霊の対象は認定患者のみとなっており、認定を受けずに亡くなった被害者の方々は含まれていません。

【今後の予定】

5月22日	東京訴訟第2回弁論
6月 3日～	全国公害被害者総行動
6月10日	近畿訴訟第2回弁論
7月 3日	熊本訴訟第11回弁論
7月10日	東京訴訟第3回弁論

とある弁護団員のヒトリゴト

5月になりました。「5月」、私の脳内コンピューターに、この検索ワードを打ち込んで導き出されるもの・・・それは、司法試験です。

司法試験は毎年5月にスタートします。そのおかげで、この時期には辛い思い出が沢山・・・試験1か月前ともなると毎日のように模擬試験が続き、試験本番はクーラーが入らず蒸し風呂状態、隣の人はブツブツひとりごと、そもそも問題が難しすぎる etc・・・本当に泣けてきます。

皆さんのお手伝いをしている弁護団員も、今は頼もしく見えるかもしれませんが、受験生時代のこの時期は皆ヒーヒー言っていたはずです。

弁護士は皆、そんな苦勞を乗り越えた結果、活動できています。5月は、私にそのことのありがたみ、重みを感じさせ、気持ちを新たにさせてくれる季節です。

今、まさに弁護士を目指して司法試験に臨もうとしている受験生の皆さんにはぜひ合格してもらい、弁護士になったあかつきには、ノーモア・ミナマタ弁護団に参加して、その能力をいかに発揮してもらいたいです。

(熊本弁護団・池上雄飛)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。

また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。

すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本市中央区京町1丁目12番2号京町会館2階

熊本共同法律事務所内(担当 永野)

電話 096-355-5376 FAX 096-355-5378

HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索